

高根沢町分別収集計画

第11期

令和 7 年 9 月 1 日策定
(令和 8 年 7 月 1 日変更)

栃木県高根沢町

高根沢町分別収集計画

目 次

1 計画策定の意義	p. 2
2 基本的方向	p. 3
3 計画期間	p. 3
4 対象品目	p. 3
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み （法第8条第2項第1号）	p. 3
6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	p. 4
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	p. 5
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込み（法第8条第2項第4号）	p. 6
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの 算定方法	p. 7
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	p. 8
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 （法第8条第2項第6号）	p. 9
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	p. 10

高根沢町分別収集計画

令和 7(2025)年9月1日

1 計画策定の意義

本町は、「2050年までにCO₂(二酸化炭素)排出量実質ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ」を令和4(2022)年5月31日に宣言し、「高根沢町を、未来に残し、高根沢町らしく存続させる」ため、脱炭素社会(ゼロカーボン)社会の実現に取り組むことを表明した。

脱炭素社会の実現には、私たちが物の豊かさや利便性を追求して重ねてきた大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済やライフスタイルを見直し、将来にわたって地球環境に貢献できる、持続可能なまちづくりのための取組を着実に進めていく必要がある。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づき、一般廃棄物に大量に含まれる容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装物の3R(※)の推進と最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・町が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画を推進することで、廃棄物の減量と、資源の有効活用による循環型社会の形成をめざす。

※3R・・・リデュース(Reduce=発生抑制)、リユース(Reuse=再利用)、リサイクル(Recycle=再資源化)の頭文字をとった循環型社会形成のための取組

本計画は、町の最上位計画である「高根沢町地域経営計画」と、環境分野の総合計画である「高根沢町環境基本計画」の目標を実現するための分野別計画である。

本計画と関連のある実現目標

・「高根沢町地域経営計画 2016 後期計画」

ターゲット4「快適に暮らす」～基本目標 4-3「環境に配慮したしくみ」をつくる

・「高根沢町環境基本計画 2016 後期計画」

2循環型社会の形成～ごみを出さない暮らし方の提案

また、本計画の取組を推進することで、次のSDGs目標達成への貢献をめざす。

◆実現を目指す SDGs のゴール◆



2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 廃棄物の発生抑制とリサイクルを基本とした循環型社会の構築
- (2) 廃棄物の適正処理による地域環境の保全
- (3) 町民・事業者・町が一体となった廃棄物の発生抑制と再資源化の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8(2026)年4月を始期とする5年間とし、令和10(2028)年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装、製品プラスチックを対象品目とする。

なお、紙製の容器包装については、雑紙と併せて分別収集を実施して再商品化を行っているため、個別の排出量を計数していない。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

本町から排出される容器包装廃棄物の排出量の見込みは、下表のとおりとする。なお、ここで示す見込み量は、ごみとして排出される量に加え、集団回収等による量も含むものである。

項 目	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
容器包装 廃棄物	1,876.1t	1,854.5t	1,833.5t	1,812.5t	1,792.0t
製品プラス チック	10.5t	21.0t	21.0t	21.0t	21.0t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の事業の実施を継続する。なお、実施にあたっては、町民、事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1)資源ごみ回収報償金制度

町内の自治会、こども会育成会、PTA、保護者会等の団体が再資源化対象物(古紙、かん、びん等)を回収する活動に対し、再生事業者等に売却した回収量に応じて報償金を交付し、ごみの減量と再資源化を推進する。

(2)資源ごみ回収拠点の設置

再資源化対象物(古紙、かん、びん、容器包装プラスチック、製品プラスチック等)は、ごみステーションでの定期回収のほか、公共施設等に回収拠点を設置してごみの減量と再資源化を促進する。

(3)可燃ごみ指定袋制度

可燃ごみは処理券付の有料袋で排出する指定袋制度を導入し、ごみ排出量に応じた費用負担をすることで、ごみの分別の徹底を促進する。

(4)環境教育・啓発活動の充実

町内の小中学校において、ごみ処理施設の見学、社会科副読本、環境ポスターコンクールなどを通じて、ごみ・リサイクルに興味や認識を深められるよう教育・啓発活動を行う。

一般町民については、環境学習施設「エコ・ハウスたかねざわ」を中心とした活動や広報・ホームページ等でごみ・リサイクルに関する情報を提供し、ごみの発生抑制やリサイクル促進を啓発する。

(5)まち美化パートナー制度

地域の美化活動に取り組む町民や事業者で構成するボランティア団体に、活動に必要な物品を貸与または支給して、長期的な町内の環境美化・清掃活動を実施する。

(6)民間事業者による再資源化推進

小売店等で取り組んでいる食品トレイやペットボトル等の容器包装の自主回収、マイバッグ・マイバスケット利用推進、簡易包装など、民間事業者と連携して容器包装廃棄物の発生抑制と再資源化を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

ごみ処理施設の状況、最終処分場の残余容量及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、町民の協力度、収集機材、中間処理施設の選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		カン・ガラス・不燃物（カン）
主として	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	資源びん
主として段ボール製の容器		古紙（ダンボール）
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		古紙（雑誌・雑紙）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		容器包装プラスチック
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの		製品プラスチック

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量
及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量
の見込み(法第8条第2項第4号)**

	令和8年度 (2026)		令和9年度 (2027)		令和10年度 (2028)		令和11年度 (2029)		令和12年度 (2030)	
主としてスチール製の容器	74.2t		68.1t		62.8t		58.1t		53.4t	
主としてアルミ製の容器	36.9t		33.9t		31.2t		28.9t		26.6t	
無色のガラス製容器	(合計) 25.3t		(合計) 24.3t		(合計) 23.6t		(合計) 22.6t		(合計) 21.8t	
	(引渡) 25.3t	(独自処理) 0t	(引渡) 24.3t	(独自処理) 0t	(引渡) 23.6t	(独自処理) 0t	(引渡) 22.6t	(独自処理) 0t	(引渡) 21.8t	(独自処理) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 40.3t		(合計) 38.8t		(合計) 37.5t		(合計) 36.0t		(合計) 34.8t	
	(引渡) 40.3t	(独自処理) 0t	(引渡) 38.8t	(独自処理) 0t	(引渡) 37.5t	(独自処理) 0t	(引渡) 36.0t	(独自処理) 0t	(引渡) 34.8t	(独自処理) 0t
その他のガラス製容器	(合計) 95.5t		(合計) 91.9t		(合計) 89.0t		(合計) 85.4t		(合計) 82.4t	
	(引渡) 15.3t	(独自処理) 80.2t	(引渡) 14.7t	(独自処理) 77.2t	(引渡) 14.3t	(独自処理) 74.7t	(引渡) 13.7t	(独自処理) 71.7t	(引渡) 13.2t	(独自処理) 69.2t
主として段ボール製の容器	94.0t		80.0t		68.0t		58.0t		50.0t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 7.2t		(合計) 6.9t		(合計) 6.7t		(合計) 6.5t		(合計) 6.3t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 7.2t	(引渡) 0t	(独自処理) 6.9t	(引渡) 0t	(独自処理) 6.7t	(引渡) 0t	(独自処理) 6.5t	(引渡) 0t	(独自処理) 6.3t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 53.0t		(合計) 54.0t		(合計) 55.0t		(合計) 55.0t		(合計) 56.0t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 53.0t	(引渡) 0t	(独自処理) 54.0t	(引渡) 0t	(独自処理) 55.0t	(引渡) 0t	(独自処理) 55.0t	(引渡) 0t	(独自処理) 56.0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 76.0t		(合計) 76.0t		(合計) 76.0t		(合計) 76.0t		(合計) 76.0t	
	(引渡) 76.0t	(独自処理) 0t	(引渡) 76.0t	(独自処理) 0t	(引渡) 76.0t	(独自処理) 0t	(引渡) 76.0t	(独自処理) 0t	(引渡) 76.0t	(独自処理) 0t
(うち白色トレイ)	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計) 10.5t		(合計) 21.0t		(合計) 21.0t		(合計) 21.0t		(合計) 21.0t	
	(引渡) 10.5t	(独自処理) 0t	(引渡) 21.0t	(独自処理) 0t	(引渡) 21.0t	(独自処理) 0t	(引渡) 21.0t	(独自処理) 0t	(引渡) 21.0t	(独自処理) 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込みについては、直近5年間の収集実績から令和7年度の収集量を推計し、その推計結果から令和8年度から令和12年度までを算定した。

ただし、プラスチック製容器包装については、令和2年度から令和3年度にかけて回収方法・回数を変更しており、直近5年間の収集実績からの推計が困難であるため、令和7年度の推計収集量と同量と見込んだ。

(1) 令和7年度の収集量の見込み

＝令和2年度から令和6年度の分別基準適合物等の収集実績の平均値
×令和2年度から令和6年度の分別基準適合物等の収集実績の変化率

(2) 令和8年度から令和12年度までの分別基準適合物等の収集量の見込み＝前年度の分別基準適合物等の収集量の見込み

×令和2年度から令和6年度の分別基準適合物等の収集実績の変化率

製品プラスチックについては、ステーション回収の実績が無いことから直近5年間の収集実績の推計が困難であるため、組成調査の結果に基づき、令和8年度の公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に申請した量と同量と見込んだ。

(参考) 将来人口の推計 ※収集量の見込みの算定に人口変化率は使用していない。

	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
人口(人)	28,575	28,421	28,277	28,123	27,957
対前年度比(%)	99.53	99.46	99.49	99.46	99.41

資料：令和7年度版高根沢町人口推計（高根沢町住民基本台帳及び外国人登録人口を基にコーホート変化率法により推計した予測値）

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、自治会・育成会等による資源ごみ回収に対する資源ごみ集団回収報償金制度については、継続して行う。

本町における分別収集の実施主体は、下表のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	カン・ガラス・不燃物（カン）	町による定期収集	エコパークしおや（塩谷広域行政組合）
	アルミ製容器		資源ごみ集団回収	資源回収業者
ガラス	無色のガラス製容器	資源びん	町による定期収集	エコパークしおや（塩谷広域行政組合）
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器		資源ごみ集団回収	資源回収業者
紙類	段ボール	古紙（ダンボール）	町による定期収集	資源回収業者
	その他の紙製容器包装	古紙（雑誌・雑紙）	資源ごみ集団回収	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による定期収集	エコパークしおや（塩谷広域行政組合）
	その他のプラスチック製容器包装、製品プラスチック	容器包装プラスチック、製品プラスチック	町による定期収集	委託業者工場

※「エコパークしおや」は、矢板市、塩谷町、さくら市、高根沢町によって構成する「塩谷広域行政組合」が運営する中間処理施設である。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設の整備概要は、下表のとおりとし、排出から収集・運搬に係る施設については、現在の施設、体制を利用するものとする。

容器包装廃棄物の種類	分別区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	カン（カン・ガラス・不燃物）	プラスチックコンテナ	パッカー車（町委託業者）	エコパークしおや（塩谷広域行政組合）
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	資源びん			
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
段ボール	ダンボール（古紙）	ひもで縛る	パッカー車（町委託業者）	資源回収業者
その他の紙製容器包装	雑誌・雑紙（古紙）			
ペットボトル	ペットボトル	プラスチックコンテナ	パッカー車（町委託業者）	エコパークしおや（塩谷広域行政組合）
その他のプラスチック製容器包装、製品プラスチック	容器包装プラスチック、製品プラスチック	透明または半透明の袋	パッカー車（町委託業者）	委託業者工場

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

分別収集計画を実効あるものにするため、次の取組をすすめる。

- (1)ごみの減量と容器包装の再資源化を促進するため、分別の区分と分別の基準にしたがって適正に排出されるよう啓発を行う。
- (2)資源ごみ集団回収実施団体に対する支援を継続して実施する。
- (3)事業者が行う容器包装の自主的な回収と再資源化を促進するため、協力して啓発を行う。
- (4)毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画見直しの際には、その記録を基に事後評価を行うものとする。
- (5)独自処理をしている容器包装廃棄物については、回収後の再資源化状況について業者から報告を受け、適正処理の状況を確認するものとする。